

○農業振興地域制度とは

「農業振興地域の整備に関する法律」に基づき、農業の振興を図ることが必要と認められる地域について、その地域の整備に関し必要な施策を計画的に推進することにより農業の健全な発展を図ることを目的とした制度です。

○農業振興地域整備計画とは

上記の地域指定を受けた市町村が地域の農業振興を図るために必要な事項、主に「農用地等として利用すべき土地の区域」、「土地改良事業等の生産基盤整備事業の概要」、「耕作放棄地発生防止に係る活動内容」及び「担い手育成等に関する事項」等を定めた計画です。

○農用地区域とは

農用地区域とは上記の「農用地等として利用すべき土地の区域」に位置付けられている土地であり、用途を農地と農業用施設用地に区分しています。これらの土地は土地改良事業等の補助事業の対象地となる等、農業に関する様々な支援を受けることができます。

○農用地区域内の農地の転用等について

農用地区域内の農地は、農業振興に資する土地であることから、農業以外の利用を制限しています。

これらの農地を転用する場合は農用地区域からの除外又は用途変更の手続き（＝農業振興地域整備計画の変更申出）が必要となり、これらの手続きが行われないと農地法の転用許可が認められません。

また、新たに農用地区域への編入を行う場合も、除外等と同様に計画変更の手続きが必要となります。

農業振興地域整備計画の変更申出については認められるための要件があり、かつ手続きに係る期間を要する場合がありますので、農地転用等を計画されている場合は余裕をもってご相談ください。

農業振興地域（農用地区域）のイメージ

